

(様式第3号)

平成25年2月28日

「米原市議会基本条例（案）」についてのパブリックコメントに対して提出された意見等とその意見等に対する市議会の考え方および検討結果について

案 件 名： 米原市議会基本条例（案）

意見募集期間： 平成25年1月17日（木）～平成25年2月12日（火）

所 管 課： 議会事務局

提出された意見等の内容	提出された意見の数（人数）	意見等を受けて市議会が検討した経過	意見等に対する市議会の考え方
<p>①米原市自治基本条例には、第20条（議会の責務）と第21条（議員の責務）、第22条（市長の責務）が明記されていますが、米原市議会基本条例（案）には、第6条で議員の活動原則としてあげられているだけで、議員の責務としてはあげられていません。はっきりと議員の職責もしくは責務としてあげる必要があります。</p> <p>②米原市議会基本条例（案）は、議会の議会による議会のための基本条例としか思えません。米原市自治基本条例との関連性が見受けられません。もっと自治基本条例との関係を入れるべきであると思います。</p> <p>地方自治をさらに深め、進めていくために、議会の役割や議員の役割がさらに重要になってくると思います。</p>	1人	<p>■御提言いただきました「米原市自治基本条例との関連性」についてですが、当初、議会基本条例（原案）の前文には、自治基本条例との関連について記述しておりました。</p> <p>しかしながら、前文や他の条文もできる限り短文とし、市民にわかりやすい内容にしていこうということで、法律や他の条例に定めのある事項については、できる限り省いていこうという議論がされてきた経過があります。</p> <p>それを踏まえ、今回の御意見を検討しました結果、自治基本条例を本市における最高規範とすることを大前提とし、自治基本条例の理念を具現化するために</p>	<p>①現行のとおりとします。</p> <p>今回制定を予定しております「米原市議会基本条例（案）」は、米原市自治基本条例の精神を受けて、議会・議員の責務を具現化するために制定しようとするものです。</p> <p>議会基本条例（案）には、議会・議員の活動原則として明記し、これに基づいて活動することで自治基本条例における議会・議員の責務を果たしていきます。</p> <p>②現行のとおりとします。</p> <p>御提言の通り地方自治の進展のためには議会の果たすべき役割は重要になってきております。</p>

		<p>議会基本条例(案)を策定することから、あえて「自治基本条例」の文言を条例(案)中から省いた次第です。</p>	<p>自治基本条例第20条第2項には、「議会は、調査、政策提起および意見の提出等を活性化するため、具体的な対応をしなければならない。」とあります。議会基本条例(案)は、これを具現化するための議会における仕組みとして制定するものです。</p> <p>自治基本条例の文言は明記されていませんが、左記経過の議論をした結果ですので御理解ください。</p>
--	--	---	---